

入札監理小委員会における審議の結果報告

経済産業省企業活動基本調査

経済産業省所管の経済産業省企業活動基本調査については、平成20年4月から1年間、平成21年4月から3年間の契約期間として民間競争入札による事業を実施しているところ。契約期間終了後の平成24年4月からの事業については、3年間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている（3期目）。

これに基づいて経済産業省から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

○ 事業の評価等を踏まえた修正について

【論点】

事業実績のない民間事業者においても実施状況を踏まえた工夫（企画書の提案）が可能となるよう、実施要項において本実施状況の内容を十分に情報開示すること。（実施要項38～43頁）

【対応】

開示する情報を直近の3か年の数値に改めるとともに、平成21年及び22年調査の内容について、受託事業者の実施体制（業務の種類別の人員数）や、督促と調査票の回収状況を掲載するなど、情報開示の充実を図った。（実施要項39～43頁）

○ 確保されるべき質の設定について

確保されるべき質（調査票の回収率）について、平成20年から22年調査の回収率が向上したことを踏まえ、過去3年間の平均値（80.1%）から過去5年間の平均値として82.3%に変更した。（実施要項9、10頁）

○ その他の修正について

業務の内容について、「他統計のデータ移送」において情報通信業基本調査を追加するとともに、「集計表作成」において調査速報（公表資料）に使用する図表等の作成業務を追加した。（実施要項 7、8 頁）

落札者を決定するための評価項目（加点項目）において、実施体制に ISO9001（品質マネジメントシステム）に加え「ISO20252（市場・世論・社会調査の製品認証規格）」を、セキュリティ対策にプライバシーマークに加え「オフィスセキュリティマーク」を評価することを追加した。（実施要項 15、37 頁）

以上